

日廃振セ発第 825 号

平成 21 年 1 月 30 日

(社) 全日本病院協会

環境・廃棄物ご担当 殿

財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター

理事長 古市 圭治



電子マニフェスト普及促進キャンペーンの実施について (ご案内)

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当「日廃振センター」の事業推進につきましては、日頃から格別のご指導・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、電子マニフェストは、排出事業者、処理業者にとって情報管理の合理化につながることに加え、偽造がしにくく、不適正処理の原因者究明の迅速化や廃棄物処理システムの透明化を図ることができるなどのメリットがあります。

一方、日廃振センターでは、内閣総理大臣を本部長とする IT 戦略本部の普及目標である平成 22 年度電子マニフェスト普及率 50% 達成に向けて、今後の電子マニフェスト登録件数の増加が急務となっています。

そのため、今般、別紙のとおり加入料を無料とする普及促進キャンペーンを実施することといたします。

つきましては、本キャンペーンについて貴団体会員にご周知していただくとともに、会員の電子マニフェストご加入について、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

※なお、別紙の『電子マニフェスト普及促進キャンペーン実施のお知らせ』については、ご希望があれば追加で送付いたしますので、お問合せくださいますようお願いいたします。

【お問い合わせ先】：情報処理センター 業務推進部 TEL：03-3668-6513

平成21年1月30日
事務連絡

都道府県・政令市
産業廃棄物処理行政担当課 様
関係団体様

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
産業廃棄物課

電子マニフェスト普及促進キャンペーンのお知らせ

日頃より、産業廃棄物処理行政にご尽力いただき、誠にありがとうございます。

早速ですが、標記につきまして、電子マニフェストを運営している(財)日本産業廃棄物処理振興センター情報センターでは、多量排出事業者、収集運搬業者、処分業者を対象とした「加入料無料キャンペーン」を実施しています。

電子マニフェストは、産業廃棄物の不適正処理防止手段として有効であるとともに、加入者の情報管理の省力化・経費削減にも資するものであり、政府としても平成22年度までに普及率50%を目指しています。

キャンペーン実施期間、内容は下記のとおりです。産業廃棄物の適正処理を促進するため、この機会に多数の加入をいただけるよう環境省としても広く呼びかけています。

つきましては、貴職におかれましても、関係先にこれをご周知いただくとともに電子マニフェスト加入が促進されるようご協力をお願いいたします。

なお、詳細は別添パンフレットをご覧ください。か、(財)日本産業廃棄物処理振興センターHPをご覧ください。

記

1. キャンペーン期間

平成21年2月1日～同年3月31日

2. キャンペーン対象者及び内容

(1) 対象者

多量排出事業者(A料金加入者)・収集運搬業者・処分業者

(2) 内容

期間中、電子マニフェスト加入料5,250円を無料とする。

3. (財)日本産業廃棄物処理振興センターHP URL

<http://www.jwnet.or.jp/>

4. 環境省担当課

廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

課長補佐 鈴木 03(3581)3351 内線 6874 yuichi_suzuki@env.go.jp

再生利用審査指導係長 高原 内線 6879 shinji_takahara@env.go.jp

多量排出事業者を対象とする ＝ 電子マニフェスト普及促進キャンペーンのお知らせ ＝

電子マニフェストは廃棄物処理法第12条の5に規定する制度であり、マニフェストの偽造がされにくく、不法投棄等の不適正処理の防止に資するものです。

電子マニフェストの普及については、内閣総理大臣を本部長とするIT戦略本部の普及目標である平成22年度電子マニフェスト登録件数の普及率50%（年間登録件数2,250万件）を目指し、普及に取り組んでいます。

しかし、平成20年度の電子マニフェスト登録件数の推計では、普及率が約15%（年間登録件数約650万件）であるため、今後の電子マニフェスト登録件数の増加が急務とされています。

このため、マニフェスト登録件数の多い排出事業者及び処理業者を対象に、普及促進キャンペーン（加入料無料）を平成21年2月1日から平成21年3月31日までの2ヶ月間実施します。是非、この機会にご加入ください。

実施期間	平成21年2月1日～平成21年3月31日 (期間内消印のある加入申込書を対象とします。)
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ● 多量排出事業者（A料金加入者^{注1}を対象） ● 収集運搬業者 ● 処分業者
特典	加入料 5,250円 無料

注1) A料金加入者とは、年間のマニフェスト登録件数（509件以上）が多い排出事業者にメリットある料金区分です。（一般的に多量排出業者が利用）

注2) 本キャンペーン期間中に加入していただいた場合、「加入料」は無料となりますが、「基本料」及び「使用料」は加入申込書に記載された「利用開始希望日」から課金されます。

注3) 加入申込書に記載していただく利用開始希望日は、加入申込日から6か月以内とさせていただきます。

電子マニフェストは廃棄物情報管理の切り札



自然にやさしいネットワーク



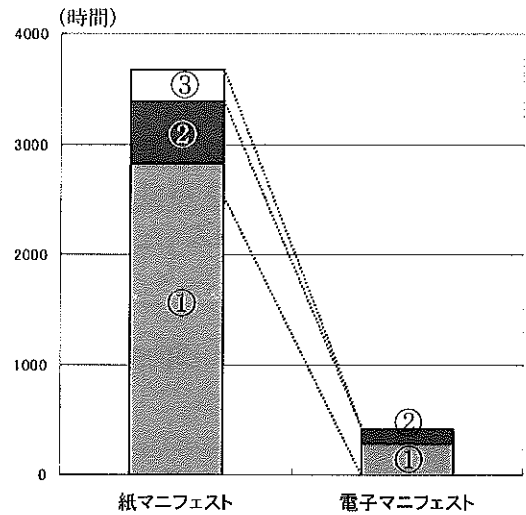
お問合せ先：(財)日本産業廃棄物処理振興センター 情報処理センター
TEL：03-3668-6513 FAX：03-3668-7323

電子マニフェスト導入の効果（製造業の事例）

●電子マニフェスト導入によるM社における労務費削減効果

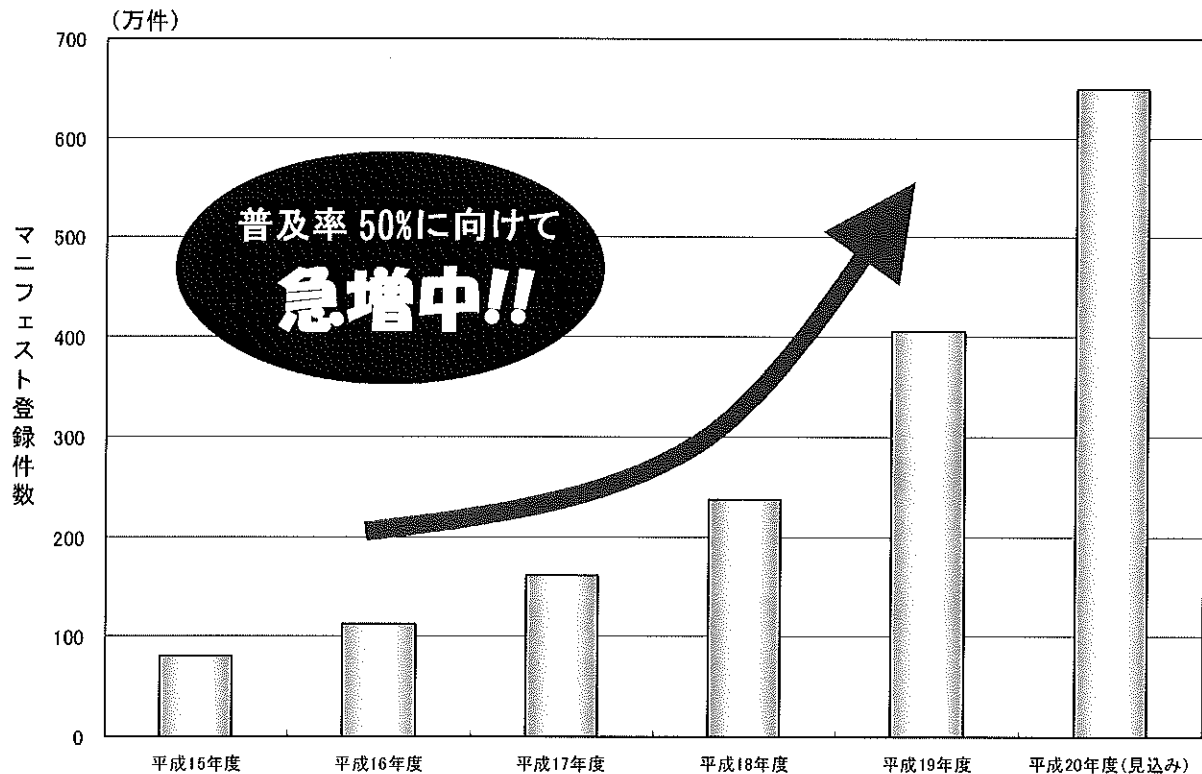
M社グループ全体（30社）で 3,250 時間/年、約 970 万円/年の削減

紙マニフェスト運用の労務工程		電子マニフェスト運用の労務工程	
業務	時間/年	業務	時間/年
①紙マニフェスト発行業務	2,830時間	①電子マニフェスト発行業務	280時間
②紙マニフェスト管理業務	560時間	②電子マニフェスト管理業務	140時間
③紙マニフェスト交付等状況報告業務	280時間	③電子マニフェスト登録等状況報告業務	0時間
合計	3,670時間	合計	420時間



マニフェスト業務の労務工数の比較

電子マニフェスト登録件数の推移



電子マニフェストの普及促進と導入運用事例発表会のご案内

電子マニフェストの円滑な導入と有効な活用方法をご紹介します「導入運用事例発表会」を開催いたしますので、ご案内申し上げます。また、行政機関及び当センターにおける普及の取り組み等についてご報告いたします。

対 象

多量排出事業者、公共事業関連事業者及び産業廃棄物処理業者（収集運搬業者、処分業者）のマニフェスト業務の実務担当者等

日程・会場

【大阪】 日時：平成21年2月25日（水）13:30～17:00 定員 378名
会場：クレオ大阪東 1F ホール（大阪府大阪市城東区嶋野西 2-12-1）

説明内容

- 産業廃棄物行政と電子マニフェストについて
環境省 大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 産業廃棄物課
- 電子マニフェストの現状と普及の取り組み
（財）日本産業廃棄物処理振興センター（情報処理センター）
- 導入運用事例発表
 - ・建設会社（ゼネコン）における携帯電話を活用した運用事例（株式会社竹中工務店）
 - ・建設会社（ハウスメーカー）における運用事例（住友林業株式会社）
 - ・製造業における運用事例（パナソニック電工株式会社）
 - ・フランチャイズチェーン店における運用事例（日本マクドナルド株式会社）

参加費用

無料

申込方法

- 裏面の参加申込書をご記入のうえ、FAXにてお申込みください。
- 受付確認後、参加日時決定通知書をFAXにて送信します。
- 開催日程はJWNETホームページからも確認できます。
- 申込み受付は、定員になり次第締め切らせていただきます。

実施機関：（財）日本産業廃棄物処理振興センター
情報処理センター 業務推進部 TEL：03-3668-6513
ホームページ <http://www.jwnet.or.jp>